

令和7年第2回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
2. 議案第7号 仁淀川町土佐和牛生産振興対策事業資金供給基金条例について
3. 議案第8号 仁淀川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
4. 議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
5. 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第11号 仁淀川町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第12号 仁淀川町税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第13号 仁淀川町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
9. 議案第14号 仁淀川町スクールバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第15号 仁淀川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第16号 仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
12. 議案第17号 仁淀川町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第18号 仁淀川町長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例について
14. 議案第19号 仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
15. 議案第20号 仁淀川町安居溪谷森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
16. 議案第21号 仁淀川町観光センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

17. 議案第22号 仁淀川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
18. 議案第23号 仁淀川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
19. 議案第24号 仁淀川町池川地域林業総合支援事業フォグ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
20. 議案第25号 令和6年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）について
21. 議案第26号 令和6年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
22. 議案第27号 令和6年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第3号）について
23. 議案第28号 令和6年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
24. 議案第29号 令和6年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
25. 議案第30号 令和7年度仁淀川町一般会計予算について
26. 議案第31号 令和7年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算について
27. 議案第32号 令和7年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計予算について
28. 議案第33号 令和7年度仁淀川町介護保険特別会計予算について
29. 議案第34号 令和7年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算について
30. 議案第35号 令和7年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算について
31. 議案第36号 令和7年度仁淀川町簡易水道事業会計予算について
32. 議案第37号 令和7年度仁淀川町農業集落排水事業会計予算について
33. 議案第38号 財産の取得について

令和7年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和7年3月4日（火曜日）

10時00分開会

11時26分散会

出席議員（10名）

1 番 議 員	岡 田 良 成	2 番 議 員	藤 堂 賢太郎
3 番 "	藤 原 大	4 番 "	藤 崎 源 彦
5 番 "	大 野 直 孝	6 番 "	片 岡 智 準
7 番 "	竹 本 文 直	8 番 "	若 藤 敏 久
9 番 "	野 村 安 夫	10番 "	大 野 弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	古 味 実	副 町 長	竹 本 雅 浩
教 育 長	黒 川 一 彦	総 務 課 長	大 石 浩 平
企画振興課長	荒 木 紀 和	農 林 課 長	田 代 秀 喜
町 民 課 長	井 上 竜 一	医療保険課長	西 森 秀 成
健康福祉課長	日 浦 けさお	建 設 課 長	神 岡 孝 司
会計管理者兼出納室長	福 原 和 美	教育次長補佐	吉 川 毅
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片 岡 龍 也	池川総合支所長兼池川地域課長	井 上 健 一

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	日 浦 嘉 平	書 記	田 村 沙 織
--------	---------	-----------	---------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回仁淀川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席番号1番、岡田良成君、2番、藤堂賢太郎君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

本件については、2月25日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、竹本文直君。

○竹本議会運営委員会委員長 おはようございます。議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出議案や一般質問の通告及び精査、意見書等の受付、取扱い方法等の検討をいたしました。その結果、会期は本日から7日までの4日間とし、1日目の本日は諸般の報告、執行部から議案の上程、提案理由の説明を受け、本会議は散会とし、休憩を挟み、当初予算の精査等についての全員協議会を行います。2日目は休会といたします。3日目は一般質問を行い、散会といたしますが、もし一般質問が残った場合には延会といたします。4日目は議案の審議等を行い、閉会といたします。

なお、町長・教育長及びその他の報告に対する質問は受け付けない、一般質問の回数は質問について3回まで、時間の上限は原則1人1時間となっておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。質疑の回数も同一議題は3回までとなっておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しましてご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日4日から7日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日4日から7日までの4日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきましては、委員長から報告がありましたが、お手元の日程のとおりです。ご承認をお願いします。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承をお願いします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。古味町長。

○町長 おはようございます。

本日は、令和7年第2回仁淀川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところ、ご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、仁淀川町に春の訪れを知らせる秋葉まつりが2月11日に古式ゆかしく行われ、県内外から多くの参拝客でにぎわいを見せておりました。少子高齢化、過疎化により祭りの存続も年々厳しくなっておりますが、関係者一同が力を合わせ、この祭りを次世代へ継承していくために取り組んでおります。

当日は、濱田知事にもご観覧いただき、祭り継承への熱い思いを伝えるとともに、祭り存続のための協力もお願いしたところであります。

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、令和7年度予算案であります。令和7年度一般会計予算案の総額は、令和6年度当初予算総額71億4,527万8,000円に対し、74億1,934万円と、2億7,406万2,000円、率にして3.8%の増となっております。この増は、町道安居溪谷線道路災害復旧工事3億円の増などが主な要因となっております。なお、この工事につきましては、令和9年度までの債務負担行為を設定しており、総額で9億円の工事で、大規模な工事となっております。

また、地方交付税につきましては、社会保障関係費、人件費や物価高が見込まれる中、地方公共団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方財政計画は1.7%の増となっておりますが、高知県の試算によると、本町の普通交付税は地方財政計画の伸びほどの増は見込めないものとなっております。要因としては、公債費に算入される起債の償還の減少によるものです。

行政に求められる業務が多様化する中、財源の確保が非常に厳しい状況ではありますが、引き続き新年度予算に人口減少対策総合交付金事業として、移住子育て世帯等応援事業、アクティビティ体験を通じた若年層交流支援事業、妊産婦検診等交通費支援事業など1,400万5,000円、昨年度に引き続き給食費の無償化1,845万1,000円、高等学校等通学給付金1,404万円、奨学金返還支援補助金480万円などの子育て支援などを行うとともに、地域産業の活性化のため、山のめぐみ舎加工場新設事業補助金3,645万9,000円、ジン、ウイスキー醸造所整備補助金3,500万円など、将来を見据えた予算編成ができたものと考えております。

また、来年度は合併20周年の節目の年となります。記念式典を10月26日開催で予定をしておおり、功労者表彰や本町のこれまでの歩みなどを紹介し、節目の年を祝いたいと考えております。このほかにも実行委員会により提案されたイベント等も行いう予定であり、町民全体で盛り上げていけるように実施していきます。

次に、町民バス・スクールバス関係ですが、町民バス・スクールバスに関するビラが町内で頒布されております。内容が事業の一部分を切り抜いた内容となっているため、事業全体の内容が正しく伝わらないものとなっていますので、混乱を招くおそれがあり、大変危惧するとともに、遺憾に思っております。また、議会の一般質問において、2年以上にわたりこの関連の質問をしている議員の方もおり、町政の停滞を招いている原因となっていますので、町民から議員としての自覚があるのかという声が上がってもおかしくないと思っています。本町としては当該事業については、協定書に基づき適宜適正に対応しておりますので、批判されることはございません。

次に、高知県消防広域化基本構想ですが、高知県では、人口減少により税収の見通しが不透明となり、消防本部の財源確保に係る制約が強まる懸念があり、一方で、高齢化による救急搬送の増加や南海トラフ地震などの大規模災害への対応が求められる中、消防サービスの需要はますます増大すると見込まれます。また、県内15の消防本部のほとんどが消防職員100名以下の小規模な組織であり、総務業務や通信指令業務などの間接部門に多くの労力を費やしている状況です。

将来にわたり必要な消防力を確保していくためには、常備消防組織を一本化し、総務業務や通信指令業務などの間接部門をスリム化して、生じた余力を現場の消防力強化に振り向けることができる消防広域化が必要だとしております。来年度には、市町村長、消防長、外部有識者で構成する消防広域化基本計画あり方検討会を設置開催し、令和10年度発足に

向けての協議が行われていきます。

なお、広域化後においても高吾北消防署及び仁淀川分署は従来どおり機能することとなっております。

次に、町の職員の採用についてご報告いたします。

1月26日に1次試験を行い、2次試験を2月14日に行っております。試験の結果、一般行政職1名に内定通知を出し、11月の2次試験の内定者と合わせ、計4名が令和7年4月1日から職員として採用される予定でございます。

そして、今年度は定年前退職者が複数おり、補充を行わなければならない状況となっておりますので、3月中旬から職員募集を開始し、1次試験及び2次試験を実施後、8月1日採用予定で行います。

また、来年度に各総合支所の建設課の職員を中心に3名程度本庁に集め、業務の集約化を図り、行政サービスの水準の維持を行う予定であります。

次に、議案等についてですが、今議会に提案しております33件の案件の内訳は、条例の制定や一部改正、廃止議案19件、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算議案5件、令和7年度当初予算議案8件、財産の取得議案1件となっております。

これらの議案の提案理由につきましては、副町長から説明いたしますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

引き続き、この行政報告の場をお借りして、町長選挙の出馬についてご報告させていただきます。

令和3年8月就任以来、約2年間はコロナ対策に迫られる状態で、事業の中止や延期、縮小などで本来の業務ができる状況ではありませんでした。コロナが5類に移行後は徐々に社会経済活動の回復傾向にあり、現在ではコロナ禍前に戻った状態です。

この間、私の選挙公約であった子育て世代への総合的支援、安心・安全な生活環境づくり、農林業の振興、高齢者福祉の強化、伝統文化や資源を生かした観光について取り組んできました。駆け足ながらも、全ての公約について一定対策を取ることができたと思っています。今後は、今までの施策方針を引き続き実施するとともに、人口減少対策を講じ、将来的には学校統合に向け、推し進めていきたいと考えております。

以上のことから、後援会長とも相談した結果、まだまだやり残した案件もあり、住んでみたいまちづくりの推進、持続可能なまちを築き上げるため、次期町長選挙へ出馬することを決意しましたので、ここに表明いたします。

以上です。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 おはようございます。それでは、教育委員会関係の行政報告をいたします。
まず、学校の状況につきまして報告いたします。

中学校では、本日4日、5日と公立高校入試A日程が行われます。仁淀中学校3年生13名中12名が、池川中学校3年生14名中12名が受験予定です。他の方は既に私立明德義塾高等学校などに合格をしており、両校全員が進学を目指しております。体調不良等欠席することなく全員無事に受験でき、それぞれの希望校に合格できることを願っております。

次に、卒業式、卒園式につきまして、3月8日にふたば・長者保育所、3月12日に両中学校、3月15日に大崎保育所、池川こども園、3月21日に各小学校と予定をされております。

なお、3月22日には、長者小学校・長者保育所閉校閉園式典が当記念事業実行委員会主催の下開催されます。地域の方々、保護者の皆様、そして子供たちにもご理解、ご協力を頂き、令和7年4月より円滑に再編できますことに対しまして、この場をお借りしまして、皆様方に心より感謝を申し上げます。特に長者地区の皆様にとっては断腸の思いであったかとお察いたしますが、ご理解を頂き、感謝いたします。今後も地域の声をしっかりと受け止めながら、誰もが安心して通える、そして魅力ある学校づくりに努めてまいります。

なお、廃校となる長者小学校、長者保育所の利用につきましては、今後、利活用検討委員会などを立ち上げるなどして、地域の方々と十分話し合いをしながら、地域にとって最良のものをつくっていきたいと考えておりますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、学校再編第2段階であります小1校中1校の小中一貫校につきましては、さきの9月議会定例会で関連議案が否決されており、今議会に提出との話もありましたが、議員から、まだ十分に地域住民に説明ができていないとの指摘もあり、4月に5か所で実施予定の町政懇談会において説明をさせていただいた上で、その後の状況により、次期6月議会定例会に上程させていただく予定でございます。なお、9月議会の否決を受けて開校予定のスケジュールが1年遅れましたけど、今回の3月議会から6月議会になることでの遅れは生じないことをご報告いたします。

次に、令和7年度からの1学期始業式についてお知らせいたします。小中学校の1学期の始業式は、その年度、曜日により前後はしますが、4月7日を4月9日に変更いたしま

す。これは、教職員の働き方改革を考慮するもので、年度当初の学校での事務処理による残業時間を少しでも軽減させる狙いがあります。なお、近隣町村でも、始業式を後に延ばしている例はあり、県内このような傾向が見受けられております。また、このことにより、授業時数が確保できなくなる、あるいは、子供たちへの負担が増えるものではございません。

次に、大阪・関西万博会場での宇宙アサガオサミットにつきまして、5月18日に開催され、長者小学校から3名の児童と引率の先生1名が参加をいたします。これは、宇宙飛行士山崎直子さんとともに宇宙を旅した特別なアサガオの種を咲かせて、小学生たちが日本全国をリレーでつないできたもので、令和6年で第5走者まで進みました。長者小学校は令和3年に、第1走者、小豆島の町立星城小学校からバトンを受け、見事夏にアサガオを咲かせ、第3走者の山形県飯豊町立第一小学校へバトンをつないでおります。この宇宙アサガオサミットとは、アサガオリレーで体感した「宇宙への夢や期待、いのちをつなぐこと、宇宙と地球・地球と人・人と人のつながり」を広く世界に発信することを目的としております。ぜひ長者小学校の児童にはこの晴れ舞台を経験してもらい、出会いの絆を深め、人とのつながりを強めていただければと期待をしております。

次に、現時点での児童生徒数の動向につきましては、今年度、小学校3校合わせて20名が卒業、新年度20名が入学、児童総数は113名となり、6年度と比較し、2名減となる見込みです。中学校は2校合わせて27名が卒業、18名が入学、生徒総数は72名となり、6年度と比較し、9名の減の見込みです。

最後に、本定例会に提案させていただいております議案の主なものについてご説明いたします。

条例関係では、長者小学校の休校に伴い、仁淀川町スクールバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、関係法令の一部改正に伴い、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議案2件を提案しております。

また、令和6年度補正予算につきましては、公定価格の改定などにより、保育所運営委託料106万6,000円の補正、認定こども園施設型給付費負担金90万5,000円の補正、また、国の補正予算において空調設備整備臨時特例交付金が交付されることにより、別府小学校体育館空調設備設置に実施設計委託料130万円、工事費2,270万円の補正などを計上してお

ります。

令和7年度当初予算につきましては、主立った事業として、保育所運営委託料9,530万5,000円、認定こども園施設型給付費負担金として8,050万円、保育所運営補助3,042万8,000円、高等学校等通学給付金1,404万円、奨学金返還支援補助金480万円、就学支援給付金463万円、放課後子ども教室に1,734万1,000円、学校給食賄材料費2,350万2,000円、給食業務委託料2,579万5,000円などを計上させていただいております。

適切なご審議を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 最後に、委員長報告を行います。総務教育常任委員長、片岡智準君。

○片岡総務教育民生常任委員会委員長 総務教育民生常任委員長の片岡でございます。報告をいたします。

総務教育民生常任委員会は、昨年12月19日、医療法人治久会もみのき病院が運営する児童発達支援事業所「もみのきつず」の岡林様に講師を依頼し、仁淀川町役場1階多目的ホールにて、発達障害児向け放課後デイサービス事業の取組、その他についての勉強会を行いました。12月定例会前に現地に出向き、行う予定でしたが、諸般の事情により、日時を変更の上、こちらに来ていただいたものであります。

内容としましては、医療法人の紹介後、近年、時代の変化にもよりますが、増加傾向にある発達障害児向けのデイサービス事業などの説明を受け、当町からも、委員だけではなく、保護者、健康福祉課、教育委員会のスタッフも参加しておりましたので、町内でもこのようなサービス運営の可能性も含め、質疑等を行いました。

やはり早期発見、適切な教育を継続していかなければ、何の対処もしないまま大人になっていくことへの不安など、保護者等にとりましても切実な問題でございます。

委員会としましても、学校関係では大きな統合も視野に入れた計画が進む中、これらもぜひとも同時に考えていかなければならないという思いであります。今後においても継続して、委員会、議員内でも議論を交わしたいと考えております。

これで総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

それでは、議案の上程を行います。

日程第4、議案第6号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、日程第36、議案第38号、財産の取得についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認をお願いします。

日程第37、執行部に提案理由の説明を求めます。議案第6号から議案第38号までを竹本副町長。

○副町長 おはようございます。それでは、今議会に提出しております議案等についてご説明申し上げます。

なお、議案書の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書1ページをお開きください。

議案第6号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明いたします。

これは、懲役と禁錮を拘禁刑として一本化するなどの刑法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例を一括して改正するものであります。

施行日は令和7年6月1日からとしております。

次に、議案書4ページをお開きください。

議案第7号、仁淀川町土佐和牛生産振興対策事業資金供給基金条例について説明いたします。

この議案は、農業者に対して肉用牛の飼育資金を貸し付け、経営の安定と土佐和牛の生産基盤の強化を図ることを目的に基金を創設するため、本条例を制定するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

続いて、議案書6ページをお開きください。

議案第8号、仁淀川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う文言及び条ずれの修正のため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

次に、議案書8ページをお開きください。

議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、人事院勧告を受け、仕事と生活の両立支援の拡充を目的として、時間外勤務の

免除の対象となる子の範囲の拡大などの措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしておりますが、一部の規定については公布の日からとなっております。

続いて、議案書11ページをお開きください。

議案第10号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、育児休業、介護休業など育児や家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う条項ずれの修正のため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

次に、議案書13ページをお開きください。

議案第11号、仁淀川町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、経済や社会情勢の変化により国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正されたことなどに伴い、日当の廃止や宿泊手当の新設など所要の改正について、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

続いて、議案書19ページをお開きください。

議案第12号、仁淀川町税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴う条項ずれ修正のため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

次に、議案書21ページをお開きください。

議案第13号、仁淀川町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、コンビニ交付等の取扱手数料及び物価高騰による事務資材の増加分について、受益者負担を適正化する観点から、各種証明書などの交付手数料等を引き上げるよう、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

続いて、議案書23ページをお開きください。

議案第14号、仁淀川町スクールバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、令和7年4月1日付で長者小学校が休校になることに伴い、路線名称を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

次に、議案書25ページをお開きください。

議案第15号、仁淀川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、災害弔慰金等の支給に関する審査会の設置が努力義務化されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

続いて、議案書27ページをお開きください。

議案第16号、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からですが、一部は公布の日からとしております。

次に、議案書33ページをお開きください。

議案第17号、仁淀川町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、令和7年度から利用申請が必要な対象者がいなくなり、その他の既存サービスでの対応が可能であることから、利用者の規定について、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

続いて、議案書35ページをお開きください。

議案第18号、仁淀川町長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、88歳から支給している敬老年金と事業的に重複している米寿祝記念品の支給の廃止について、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

次に、議案書37ページをお開きください。

議案第19号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、県下市町村における保険料水準の令和12年度統一を見据えた改正として、医療分の所得割率の引上げ、介護分の平等割額の削除について、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

続いて、議案書39ページをお願いします。

議案第20号、仁淀川町安居溪谷森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、主に近年の物価高や人件費の高騰により経費が増加していることから、収益確保のため、特に繁忙期に利用料金の引上げができるよう、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

次に、議案書43ページをお開きください。

議案第21号、仁淀川町観光センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これも、先ほどの議案と同様に、主に収益確保のため、特に繁忙期に利用料金の引上げができるよう、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

続いて、議案書46ページをお願いします。

議案第22号、仁淀川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、水道事業が国土交通省に移管されたことにより、布設工事監督員及び水道技術管理者の資格要件に所要の改正が行われることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

次に、議案書51ページをお開きください。

議案第23号、仁淀川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、仁淀川町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、団員の公務のための旅行に係る規定について、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

続いて、議案書53ページをお開きください。

議案第24号、仁淀川町池川地域林業総合支援事業フォグ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について説明いたします。

これは、池川地区で菌床シイタケ栽培施設として運用をしておりましたフォグ施設について、施設の老朽化の進行、シイタケ価格の低迷等により再開が見込めないことから、本条例を廃止するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

○議長 暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、引き続き提案理由の説明を行います。

日程第23、議案第25号から副町長お願いします。

○副町長 それでは、議案第25号からご説明をいたします。

議案書の55ページをお開きください。

議案第25号、令和6年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

別添の令和6年度一般会計補正予算書（第7号）をご覧ください。

まず、10ページから18ページの歳入につきましてご説明申し上げます。

10ページの10款地方交付税のうち、普通交付税は留保財源の全額を予算化し2億2,322万4,000円の補正、特別交付税は未確定のため、留保分の一部予算化による6,800万円の補正でございます。

11ページの14款国庫支出金のうち、1項国庫負担金は、全て事業費の確定等によるもので、保育給付費国庫負担金335万2,000円、障害児入所給付費等負担金65万円、低所得者保険料軽減負担金（過年度分）51万円の補正、一方で、減額補正は、国民健康保険基盤安定

負担金32万1,000円、未就学児均等割保険料負担金3万9,000円、産前産後保険料負担金6万円でございます。

2項国庫補助金は、事業の移行に伴う組替えとして子ども・子育て支援交付金166万円、別府小学校体育館の空調設備設置に係る空調設備整備臨時特例交付金993万6,000円の補正、一方で、減額補正は、事業の移行に伴う組替えとして児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金166万円、事業費の確定による社会資本整備総合交付金695万1,000円、地方創生道整備推進交付金194万9,000円でございます。

12ページから13ページの15款県支出金のうち、1項県負担金は、全て事業費の確定等によるもので、国民健康保険基盤安定負担金106万5,000円、障害児入所給付費等負担金32万5,000円、低所得者保険料負担金（過年度分）1万円の補正、一方で、減額補正は、保育給付費県負担金30万7,000円、未就学児均等割保険料負担金1万8,000円、産前産後保険料負担金3万円、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金295万7,000円でございます。

2項県補助金は、事業の移行に伴う組替えとして地域子ども・子育て支援事業費補助金41万5,000円、事業費の確定に伴う中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金20万円、国の補正で採択された林道改良事業費補助金1,200万円の補正、一方で、減額補正は、事業の不採択による地域の交通維持支援事業費補助金815万8,000円、事業の移行に伴う組替えとして高知県子どもの見守り体制推進交付金41万5,000円、事業の不採択による木材加工流通施設整備事業費補助金7,350万円、事業費の確定による食品加工業継続支援事業費補助金100万円でございます。

14ページの16款財産収入は、各種基金の利子として166万7,000円の補正でございます。

15ページの17款寄附金は、実績見込みによるふるさと納税寄附金900万円の減額補正でございます。

16ページの18款繰入金は、財源にめどが立ったことによる財政調整基金繰入金1億9,495万8,000円、減債基金繰入金1億円、農林業振興基金繰入金3,675万円の減額補正でございます。

17ページの20款諸収入は、事業費の確定によるもので、過年度後期高齢者医療費負担金返還金409万5,000円、後期高齢者医療制度特別調整交付金事業費補助金26万2,000円の補正でございます。

18ページの21款町債は、国の補正事業採択に伴う林道2路線の林業債900万円、別府小学校体育館空調設備設置事業債990万円の補正、道路債は、事業費の確定等による町道5

路線の総額1,210万円の減額補正でございます。

次に、19ページから28ページの歳出についてご説明いたします。

19ページの2款総務費は、全て事業費の確定等による減額補正で、ふるさと納税代行に係る手数料・委託料・使用料が合わせて638万円、県補助金の不採択によるバス購入事業など地域公共交通支援事業費補助金1,543万1,000円、その他は人件費調整分878万3,000円でございます。

20ページから21ページの3款民生費のうち、1項社会福祉費は、事業費の確定による審査支払手数料1万5,000円、障害児（者）送迎サービス補助金32万円、障害児介護給付費130万円、中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金40万円の補正、一方で、減額補正は、国保会計への繰出金57万3,000円、集いの館屋上防水工事請負費212万3,000円、広域連合共通経費負担金96万5,000円、後期高齢会計繰出金413万5,000円でございます。

2項児童福祉費も、同じく事業費の確定による過年度国費精算返還金48万4,000円、保育所運営委託料106万6,000円、認定こども園施設型給付費90万5,000円の補正でございます。

22ページ、4款衛生費は、事業費の確定等に伴う感染症予防事業費及び母子保健衛生費の過年度国費精算返還金363万3,000円の補正、一方で、減額補正は、老人保健事業における通信運搬費10万円でございます。

23ページの5款農林水産業費のうち、1項農業費は、有害鳥獣捕獲買上金166万4,000円の補正でございます。

2項林業費は、国の補正事業採択による林道2路線の改良工事請負費2,100万円の補正、一方で、減額補正は、事業の不採択に伴う木材加工流通施設整備事業費補助金1億1,025万円でございます。

24ページの6款商工費は、事業費の確定に伴う食品加工業継続支援事業費補助金200万円の減額補正でございます。

25ページの7款土木費のうち、2項道路橋梁費は、事業費の確定による町道2路線の測量設計委託料487万7,000円、工事請負費492万1,000円の減額補正でございます。

4項住宅費は、積算の基礎になっております米単価の高騰による借地料18万2,000円の補正でございます。

26ページの9款教育費のうち、1項教育総務費は、ふるさと納税寄附金から一般財源への財源振替を行ったものでございます。

2項小学校費は、別府小学校体育館への空調設備設置に伴う実施設計委託料130万円、工事請負費2,270万円の補正でございます。

27ページから28ページの12款諸費は、減債基金のほか、各基金に総額166万7,000円を積み立てる補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は1億390万2,000円の減額補正で、補正後の合計は75億4,084万7,000円となっております。

次に、同じ予算書の6ページに戻っていただきまして、6ページでございます。第2表繰越明許費をご覧ください。

主な内容は、非課税世帯物価高騰支援給付金4,341万円、道整備推進交付金事業3,668万1,000円、中津溪谷ゆの森客室改修事業5,640万円、社会資本整備総合交付金事業4,317万4,000円、道路メンテナンス事業2億5,257万3,000円、防災・安全交付金事業9,083万6,000円などの繰越しで、総額は6億9,843万1,000円となっております。

続いて、次のページ、予算書7ページの第3表地方債補正をご覧ください。

地方債は、事業費の確定等による増額補正となっており、補正後の限度額は5億6,594万8,000円となっております。

それでは、議案書に戻っていただきまして、56ページをお願いいたします。

議案第26号、令和6年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

別添の令和6年度国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）をご覧ください。

歳入歳出の詳細は、6ページから14ページをご参照ください。

まず、6ページからの歳入ですが、全て金額の確定や収納見込みによるもので、まず7ページ、2款使用料及び手数料の督促手数料1万1,000円、8ページ、3款国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金246万8,000円、11ページ、8款諸収入の延滞金及び第三者納付金など合わせて431万9,000円の補正、一方で、減額補正につきましては、6ページ、1款国民健康保険税160万8,000円、9ページ、4款県支出金5,649万5,000円、10ページ、6款繰入金において財源調整のための一般会計及び財政調整基金繰入金の合計1,007万8,000円でございます。

次に、歳出でございますが、12ページからとなります。

歳出は、歳入同様に金額の確定や収納見込みによるもので、まず14ページ、6款諸支出金の償還金30万7,000円、直診会計繰出金31万円の補正、一方で、減額補正は、13ページ、

2 款保険給付費5,000万円及び高額療養費1,200万円でございます。また、12ページ、1 款総務費では事業実績による財源振替も行っております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は6,138万3,000円の減額補正で、補正後の合計は7 億1,014万8,000円となっております。

それでは、議案書に戻っていただいて、57ページをお願いいたします。議案書57ページでございます。

議案第27号、令和6 年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第3 号）について説明いたします。

別添の令和6 年度国民健康保険直診勘定特別会計補正予算書（第3 号）をご覧ください。

歳入歳出の詳細は、6 ページから10ページをご参照ください。

歳入は、全て減額補正で、収入見込みによる、6 ページ、1 款一般診療収入の後期高齢者診療報酬収入800万円、事業実績見込みによる、7 ページ、4 款繰入金の一般会計及び事業勘定繰入金合計400万円でございます。

歳出も全て実績見込みによる減額補正で、8 ページ、1 款総務費の医療機器使用料100 万円、9 ページ、2 款医業費の医薬材料費800万円及び歯科消耗品150万円、10ページ、3 款施設整備費の工事請負費150万円でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は1,200万円の減額補正で、補正後の合計は4 億181万8,000円となります。

それでは、議案書に戻っていただいて、58ページをお開きください。

議案第28号、令和6 年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第2 号）について説明いたします。

別添の令和6 年度介護保険特別会計補正予算書（第2 号）をご覧ください。

歳入歳出の詳細は、6 ページから10ページをご参照ください。

歳入は、収納見込みによる、6 ページ、1 款保険料の第1 号被保険者分747万5,000円、8 ページ、5 款財産収入の利子及び配当金6 万6,000円の補正、一方で、減額補正は、事業費の確定による、7 ページ、2 款国庫支出金の国庫補助分合計45万6,000円、9 ページ、6 款繰入金の財源調整のための財政調整基金繰入金701万9,000円でございます。

歳出は、10ページ、5 款基金積立金の財政調整基金積立金6 万6,000円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は6 万6,000円の補正で、補正後の合計は13億3,602万

5,000円となります。

それでは、議案書に戻っていただいて、59ページをお開きください。59ページでございます。

議案第29号、令和6年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別添の令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）をご覧ください。

歳入歳出の詳細は、6ページから9ページをお願いいたします。

歳入は、収納見込みによる、6ページ、1款保険料の合計283万3,000円、金額確定による、8ページ、3款繰越金63万7,000円の補正で、一方で、減額補正は、事業費の確定等による、7ページ、2款繰入金413万5,000円でございます。

歳出は、実績見込みによる、9ページ、2款後期高齢者広域連合納付金66万5,000円の減額補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は66万5,000円の減額補正で、補正後の合計は1億3,432万9,000円となります。

それでは、議案書に戻っていただいて、60ページをお開きください。

この議案第30号から67ページの議案第37号までの令和7年度予算の内容説明につきましては、この後予定されております議員全員協議会の場に譲ることとし、この場での説明は省かせていただきますので、ご了承をお願いします。なお、提案の内容については、議案書記載のとおりでございます。

次に、議案書68ページをお開きください。

議案第38号、財産の取得について説明いたします。

この議案は、令和6年度住基ネット機器更改業務に伴う機器の導入について、随意契約により四国情報管理センター株式会社と令和7年2月19日付で仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で私からの提出議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、これで本会議を散会いたします。

午前 11 時 26 分 散会

